

# 子育て世帯応援 給付金のご案内



エネルギー・食料品の物価高騰により負担が増加している0歳から18歳まで児童を監護する子育て世帯の負担を軽減するため、臨時的な支援として給付金を支給いたします。  
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)

## 対象児童

.....>

令和7年8月1日時点で、銚田市に住民登録があり、平成19年4月2日から令和7年8月1日までの出生した児童

## 支給者

.....>

上記「対象児童」を監護する方

## 支給額

.....>

4千円×監護する児童の数

## 支給方法

.....>

児童手当が支給されている口座へ振込します。

## 支給日

.....>

令和7年8月20日以降

## 申請必要?

.....>

児童手当を受給されている口座へ（公務員以外）自動振込による支給を行いますので申請は原則不要です。

### 以下に該当する方は、申請手続きが必要になります

#### 対象の方

- ・ 監護する児童が銚田市に住所がある方で銚田市から児童手当を受給されていない方
- ・ 監護する児童が令和7年8月1日までに出生しており銚田市に住民登録が済んでいない方
- ・ 公務員等の方で勤務先から児童手当を受給されている方

#### 必要書類

申請書の他に下記のコピーが必要になりますのでご準備ください。

- ・ 申請者と同一名義の公的身分証明証（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・ 申請者と同一名義の振込先口座（通帳、キャッシュカードまたは、電子通帳スクリーンショット）

#### 申請期間

令和7年8月18日～9月30日

#### 申請方法



(電子申請 QR)

- ・ 子ども家庭課窓口または郵送、いばらき電子申請・届出サービスより手続きが可能です。
- ・ 郵送申請で使用する申請書につきましては、市ホームページからダウンロードできます。
- ・ 電子申請は上記QRコードから手続きできます